

「とちぎ自治基本条例（仮称）」検討における基本的な考え方について

1 検討に当たって - 新たな自治の基盤づくりのために

- (1) 地方分権の流れの中で、各自治体は、自らの判断と責任の下に地域の実情に応じた行政を進めていく必要がある。
- (2) 自治基本条例の制定は、県民や県、市町村自らが自治を考え、より自立的かつ主体的な自治体を構築し、新たな自治の基盤づくりを進めていくための契機となるものである。
- (3) また、県は、基礎自治体である市町村を補完・支援し、より広域的な役割を果たすこととなっているため、条例を制定するに当たっては、広域的な自治体である県が自治基本条例を制定する意味も含め、本県における自治のあり方について幅広い観点から議論を深めていく必要がある。

2 検討すべき自治基本条例の定義 - どのような条例の制定を目指すか？

「地方自治の本旨に基づき、県の基本理念、県政運営や活動の基本原則、県と県民、県と市町村等他団体との関係を規定し、県民を中心とする条例」の制定を目指す。

3 検討の意義 - 自治基本条例の検討が必要な理由は？

(1) 県政運営のルール化、総合行政の推進を目指す

住民自治の充実に資する県政運営のあり方や制度を検討し条例でルール化することにより、県民にとって透明でわかりやすい行政を推進することができる。

また、自治基本条例の検討課程において、既に制定されている条例との整合性を図り、行政で行われる様々な手続きを総括することにより、県が自らの役割を再定義し、自立的かつ主体的に総合行政を進め、自己革新に努める契機とする。

(2) 県民参加、協働の羅針盤とする

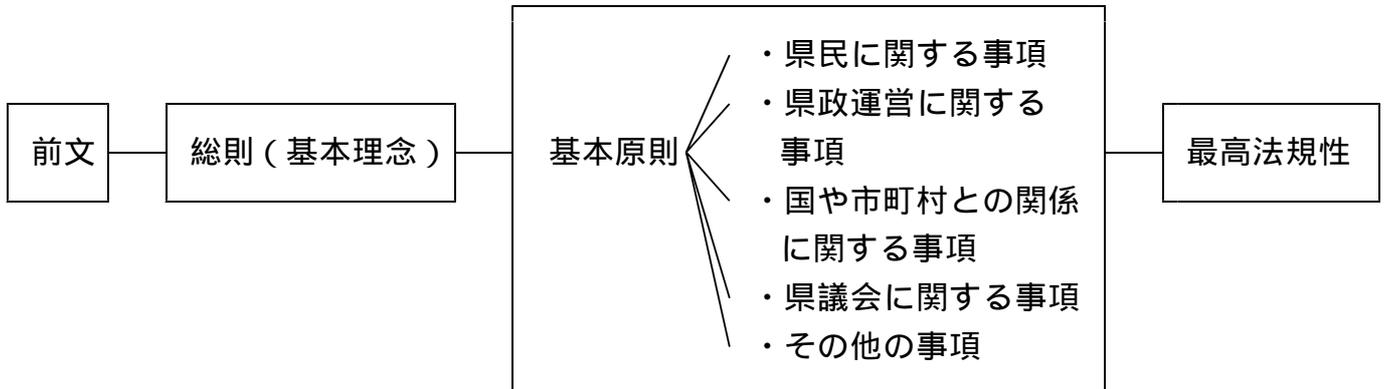
県における自治のあり方について様々な観点から検討していくことにより、県民の県政に対する関心や理解を深めるとともに、自ら治める意識の醸成を図る。

また、ボランティアやNPO、企業など“とちぎ”づくりの多様な主体との相互理解と適切な役割分担のもと“県民との協働による県政”を推進するとともに、県民の積極的な県政参画による開かれた県政を推進し、県と県民との間に信頼と責任あるパートナーシップを構築するための羅針盤とする。

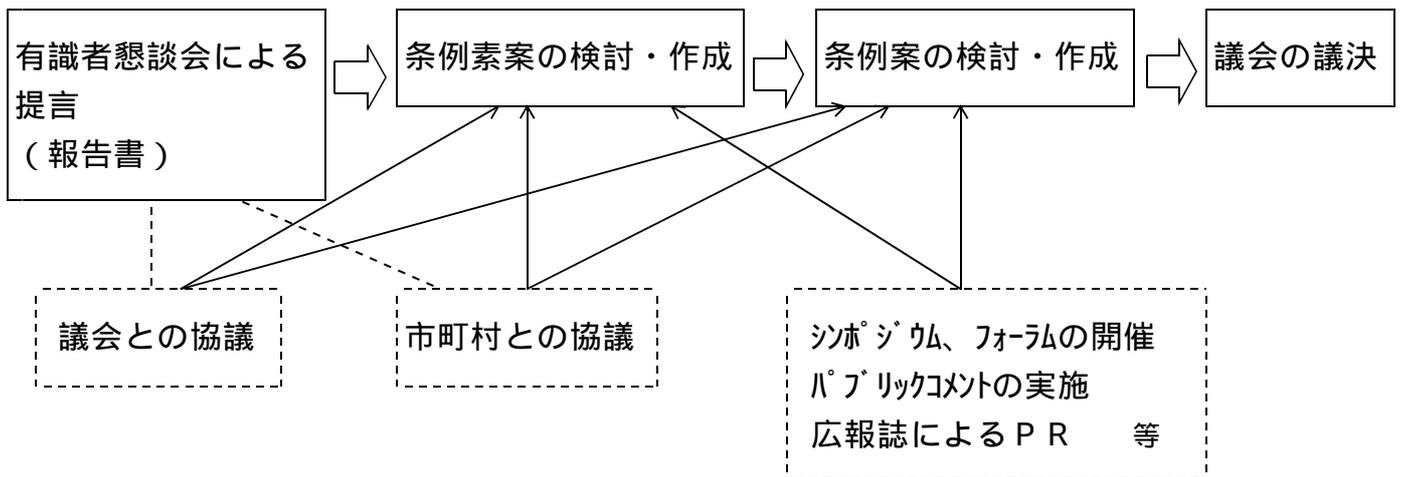
(3) 県と市町村との関係を明確化する

基礎自治体である市町村と広域自治体である県の役割を明確化することにより、県民にとって二重行政を生じることなく、県と市町村が対等・協力的な関係を保ちながら、効果的・効率的な行政を推進するための指針とする。

4 検討する条例のイメージ



5 条例制定に向けた検討手順



（有識者懇談会）

- ・まず、有識者懇談会において条例制定の必要性、条例に制定されるべき事項について検討
- ・18年度3回程度、19年度4回程度実施
- ・19年度末を目途に検討結果を報告書にまとめる

（条例案の検討）

- ・報告書をもとに県の条例案を策定
- ・条例案の検討に当たっては、県民への普及啓発及び意見聴取、市町村との協議を実施

（その他）

- ・庁内研究会及びWGを活用し新たな制度創設、条例への規定について懇談会と並行して検討